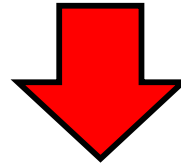


CHG、CNG、LNG (LPGは除く)を燃料とする自動車について

CHG (圧縮水素)、CNG (圧縮天然ガス)、LNG (液化天然ガス)

令和5年12月20日まで

高圧ガス保安法により容器再検査が規程されており、容器再検査は「外注」し、車検整備における「点検、整備、検査」を事業場で実施し、保安基準適合証を交付することが可能。



令和5年12月21日以降

容器再検査は、保安基準となるため、検査の基準となります。よって、外注した場合は「自社で完成検査の項目を確認していない」こととなるため、保安基準適合証を交付できません。

＝ 事業場が保安基準における容器再検査が実施できる設備等が無ければ、12月21日以降対象車両への保安基準適合証の交付が出来ません。

外注する場合概ね次の2パターンとなります。

- ①外注先から審査事務規程に定める「ガス容器等再試験結果証明書」の交付を受け、持込み検査する。
- ②外注先が指定自動車整備事業者の場合、その事業場に車検整備のすべてを外注する。